

## 小松島市議会アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小松島市議会基本条例（平成21年条例第15号）第22条第1項の規定に基づく小松島市議会アドバイザー（以下「議会アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 議会アドバイザーは、小松島市議会の活性化及び議会運営のための専門的知識を有する学識経験者等5人以内の委員をもって構成する。

(委嘱)

第3条 議会アドバイザーは、議長が選任依頼し、委嘱する。

(委嘱の期間)

第4条 委嘱の期間は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(報償金等)

第5条 議会アドバイザーに対する報償金等は、小松島市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成6年規則第5号）第2条に定める附属機関の委員等の報酬に準じ、これを支払うことができる。

(職務)

第6条 議会アドバイザーは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 議会運営全般に関する事項及び議会における課題について助言を行うこと。
- (2) その他議長が必要と認めること。

(提出された提言等の処理)

第7条 議会アドバイザーから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議を開催し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会アドバイザーに通知するとともに、議長が公表するものとする。

(庶務)

第8条 議会アドバイザーの庶務は、議会事務局において処理する。

(解任)

第9条 議会アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会アドバイザーを解任できるものとする。

- (1) 議会アドバイザーから辞任の申し出があったとき。
- (2) その他議長が必要と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。